

恵庭市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 9 号

恵庭市企業立地促進条例の一部を改正する条例

恵庭市企業立地促進条例（平成 1 5 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条（略） （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 指定地区 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に定める準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は市街化調整区域内における開発行為の許可を受けた区域及び第 1 条に規定する目的の達成に寄与する事業の用に供する土地であると市長が特に認める地区をいう。 （4）・（5）（略） （助成措置の対象等） 第 3 条 この条例による助成の措置は、指定地区	第 1 条・第 2 条（略） （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 指定地区 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に定める準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は市街化調整区域内における開発行為の許可を受けた区域及び前条に規定する目的の達成に寄与する事業の用に供する土地であると市長が特に認める地区をいう。 （4）・（5）（略） （助成措置の対象等） 第 3 条 この条例による助成の措置は、指定地区

現行	改正案
において次の各号の一に該当し、かつ、市長が指定したものとする。 (1) 工場等の新設にあつては、当該新設のための投資額が 5,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあつては 2,000 万円)を超え、かつ、当該新設に伴い新たに雇用した者(常時雇用される者で規則で定める<u>ものに限る。以下同じ。)</u>が 5 人(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあつては <u>3 人</u>)以上のもの (2) 工場等の増設にあつては、当該増設のための投資額が 3,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあつては 2,000 万円)を超え、かつ、当該増設に伴い新たに雇用した者が <u>3 人以上のもの</u> 2 (略) (助成の措置) 第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により市長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次の各号に掲げる区分に応じて補助金を交付するものとする。 (1) (略) (2) 工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用される者 _____ _____ のうち、引き続き 1 年間市内に居住する被雇用者 1 人につき 20 万円を乗じて得た額(その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円) 第 5 条～第 8 条 (略)	において次の各号の一に該当し、かつ、市長が指定したものとする。 (1) 工場等の新設にあつては、当該新設のための投資額が 5,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあつては 2,000 万円)を超える _____ _____ _____ _____もの (2) 工場等の増設にあつては、当該増設のための投資額が 3,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあつては 2,000 万円)を超える _____もの 2 (略) (助成の措置) 第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により市長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次の各号に掲げる区分に応じて補助金を交付するものとする。 (1) (略) (2) 工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用される者(常時雇用される者で規則で定める<u>ものに限る。)</u>のうち、引き続き 1 年間市内に居住する被雇用者 1 人につき 20 万円を乗じて得た額(その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円) 第 5 条～第 8 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者として指定するものから適用し、同日前までに指定事業者として指定したものについては、なお従前の例による。

